

仕様書

1 業務名

令和4年度 大阪府市町村介護保険事業計画作成支援業務

2 業務の趣旨・目的

現在、介護保険制度では、高齢者が要介護状態や認知症になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが喫緊の課題になっている。そのため、介護保険の保険者である市町村においては、保険者機能を強化するとともに、各保険者で策定する市町村介護保険事業計画に従い、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。また、都道府県には、そうした取組みを実施する保険者の支援を行うことが求められているところである。

その際、保険者が地域の実情に応じた取組みを進めていくにあたっては、地域の実態把握・課題分析を行うことが重要であるが、保険者によって、担当者の経験年数や、実態把握・課題分析にかけられる時間等も異なり、必要とされる支援が異なる状況である。各保険者の状況に応じた必要な支援を実施することを目的に、標記事業を委託により実施する。

3 事業内容等

(1) 保険者向け研修の企画・運營業務

保険者の計画担当者を対象に、現行計画の進捗管理・次期計画策定に必要な地域差分等の支援に必要な研修を行う。研修実施にあたっては、過去の研修アンケートや、保険者への事前アンケートを実施するなどにより、保険者が求める支援ニーズを把握し、保険者の状況に応じた適正な研修を行うことを想定している。研修実施にあたっては、(2)で実施する集計・分析業務の結果を保険者に提示したうえで、保険者の状況や保険者からの支援ニーズを参考にカテゴリー分けし、カテゴリー単位で別々の研修を行うものとする。

【留意点】

- ・保険者のカテゴリー分けが困難である場合は、高齢者保健福祉圏域(以下「圏域」という。)単位で開催することとする。
- ・会場費や外部講師の招聘、研修当日の配布資料に係る経費など、研修企画・運営に係る費用は受託者負担とする。なお、各圏域での研修をそれぞれ 1 回以上開催することとし、各圏域ごとの研修終了後、は全体研修に変更しても構わない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場開催ではなく、WEB 配信等による開催も可とする。(ただし、WEB 配信の場合は、視聴できない保険者に配慮するため、研修内容を録画した DVD を希望する保険者数分+1枚(大阪府分)を納品すること。

<提案のポイント>

- ・令和4年度保険者機能強化推進交付金等評価指標(市町村分)のI①～③及び令和4年度保険者機能強化推進交付金等評価指標(都道府県分)のI①～③の得点がとれるよう工夫すること。(別紙第1、第2参照)
- ・研修については、2回以上開催(圏域別の開催は、すべての圏域の開催をもって1回と数える)するものとする。
- ・研修内容については、単なる座学研修だけではなく、保険者同士のグループディスカッション等を盛り込むなど、保険者の理解が進む研修となるよう工夫すること。

(2)集計・分析業務

①保険者機能強化推進交付金等評価指標(市町村分)の得点状況の分析

令和5年度保険者機能強化推進交付金等評価指標(市町村分)の得点状況に関する分析を行い、その分析結果を保険者に対し報告を行う。

【留意点】

- ・報告会の会場費や研修当日の配布資料に係る経費など、報告会の企画・運営に係る費用は受託者負担とする。なお、報告の場については、(1)保険者向け研修の企画・運営業務で実施する研修を活用して構わない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場開催ではなく、WEB配信等による開催も可とする。(ただし、WEB配信の場合は、視聴できない保険者に配慮するため、研修内容を録画したDVDを希望する保険者数分+1枚(大阪府分)を納品すること。

<提案のポイント>

- ・令和4年度保険者機能強化推進交付金等評価指標(都道府県分)のI③の得点がとれるよう工夫すること。(別紙第1参照)

②サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームのデータ集計

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」及び「重要事項説明書」を元に、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームについて、必要な情報を収集したデータを作成する。

参考)サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

参考)有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム該当)一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/sidou/yuurixyousakoujixyu.html>

また、作成したデータについて、保険者に対し、報告及び意見交換の場を設定すること。

【留意点】

- ・サービス付き高齢者向け住宅については、全市町村分（当該住宅がない市町村分は除く）作成すること。
- ・有料老人ホームについては、大阪府所管分は必ず作成するものとし、大阪府所管分以外は、市町村協力のもと作成することとする。
- ・集計データは、Excel データで作成するものとし、施設・住宅毎に、施設名・所在地・総戸数（定員数）・入居に係る費用・月額費用（家賃・食費・共益費・その他費用）・入居者の属性（入居率・平均年齢・平均要介護度）は必ず盛り込むこと（情報が登録されていない場合は除く）。
- ・保険者への報告・意見交換に係る会場費や研修当日の配布資料に係る経費など、報告会の企画・運営に係る費用は受託者負担とする。なお、(1) 保険者向け研修の企画・運営業務で実施する研修を活用して構わない。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場開催ではなく、WEB 配信等による開催も可とする。（ただし、WEB 配信の場合は、視聴できない保険者に配慮するため、研修内容を録画した DVD を希望する保険者数分＋1枚（大阪府分）を納品すること。

＜提案のポイント＞

- ・令和4年度保険者機能強化推進交付金等評価指標（市町村分）の I ⑤及び令和4年度保険者機能強化推進交付金等評価指標（都道府県分）の I ⑤の得点がとれるよう工夫すること。（別紙第1、第2参照）
- ・上記留意点内に記載する情報以外にも、保険者が、次期計画作成に向けた議論を行うために必要と思われる情報を盛り込むなど、保険者との意見交換が効果的なものになるよう工夫すること。

(3) PDCA サイクル推進の支援業務

研修等の実施を通し、(1) 及び(2) 以外に、市町村における PDCA サイクル推進に必要な保険者向けの支援を行う。研修実施にあたっては、過去の研修アンケートや、保険者への事前アンケートを実施するなどにより、保険者が求める支援ニーズを把握し、保険者の状況に応じた適正な研修を行うことを想定している。研修実施にあたっては、保険者の状況や保険者からの支援ニーズを参考にカテゴリー分けし、カテゴリー単位で別々の研修を行うものとする。

【留意点】

- ・保険者のカテゴリー分けが困難である場合は、圏域単位で開催することとする。
- ・研修実施に係る会場費や外部講師の招聘、研修当日の配布資料に係る経費など、研修企画・運営に係る費用は受託者負担とする。
- ・なお、事前アンケートや研修の実施については、(1) 保険者向け研修の企画・運営業務で実施する事前アンケートや研修を活用して構わない。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、会場開催ではなく、WEB配信等による開催も可とする。(ただし、WEB配信の場合は、視聴できない保険者に配慮するため、研修内容を録画したDVDを希望する保険者数分+1枚(大阪府分)を納品すること。

<提案のポイント>

- ・PDCA サイクルの推進にあたっては、大阪府が令和3年度に開催した「令和3年度介護保険事業計画担当者向けPDCA研修」を参考に、当該研修との整合性が合うよう研修内容を企画すること。
- ・研修については、2回以上開催(圏域別の開催は、すべての圏域での開催をもって1回と数える)するものとする。
- ・研修の仕立てについては、圏域別や業務経験年数每などの研修対象者をカテゴリー分けして開催したり、単なる座学研修だけではなく、保険者同士のグループディスカッション等を盛り込むなど、保険者の理解が進む研修となるよう工夫すること。

4 業務遅延時等の報告・分析等

受託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて、業務遅延についての原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

5 再委託

再委託は原則禁止とする。

ただし、ウェブページ作成や高度なデータ処理等、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、事前に大阪府と協議し、承認を得ること。

6 書類の保存について

全ての証拠書類は、本事業が終了した日の属する年度の翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

7 事業完了後、府へ提出するもの

受託事業者は以下のものを期日までに大阪府の指定する場所に、電子データで納品すること。

- ・事業実施報告書
- ・3(1)から(3)で作成した成果物

<留意点>

3(1)から(3)で作成した成果物については、Excel・Word・PowerPoint等の加工が可能な電子データで納品すること。

8 その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく事業責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 本事業の実施で得られた成果(著作物等)、情報等については大阪府に帰属する。
- (3) 事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (4) 見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 契約締結及び事業実施に当たっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
業務の遂行に当たっては、給付管理に係るデータの閲覧等が想定されるが、個人情報の取扱いについては、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。なお、個人情報保護の観点から、受託者は(別紙第3)『誓約書』を提出すること。
- (6) 関係法令を順守すること。
- (7) その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。